

# N P O との協働推進指針

柏 崎 市

平成 1 6 年 3 月

# N P Oとの協働推進指針

## はじめに

近年の社会経済を取り巻く環境は、産業構造の変化や少子・高齢化社会の到来、情報化・国際化の進展などにより大きく変化しています。また、人権の尊重やライフスタイルの変化に伴って、人々の価値観やニーズも多様化しており、これまでの制度やしくみの見直しが求められる転換期を迎えています。そして、このような中、平成7年の阪神・淡路大震災や平成9年のナホトカ号重油流出事故を契機として、市民公益活動の可能性と重要性が広く社会に認識されるようになりました。

市民公益活動は、より豊かな住み良いまちづくりを目指す課題解決のための、自発的な社会貢献活動として、多種多様な分野にわたります。そして、これらの市民公益活動を行うN P Oは、新しい公益の担い手として認知されはじめました。N P Oと行政がパートナーシップを組み合わせながら、新しい市民社会をつくろうとする動きが、全国各地で広がりを見せています。

本市でも、このような社会情勢に対応すべく平成14年7月、N P Oと市が協働して公益を担っていくための方策を市民委員から提言していただく目的で、「柏崎市N P Oの育成と協働の推進市民会議」を設置しました。そして昨年10月、「柏崎市N P Oの育成と協働の推進に関する報告書」をまとめていただきました。

本指針は、この貴重な提言を踏まえ、N P Oとともに魅力ある地域社会を築いていくために策定するものです。今後は、指針に基づいて、市民公益活動のさらなる広がりを通し、N P Oとの協働による住みよいまちづくりを推進してまいります。市民の皆様からのご理解をいただき、ぜひ身近なところから市民公益活動にご参加いただくようお願い申し上げます。

平成16年3月

柏崎市長 西川正純

## 目 次

第1章 指針策定にあたって	1
1．社会の市民公益活動への期待の高まり	1
2．NPOと市との協働によるまちづくり	1
第2章 協働のための前提	3
1．NPOとは	3
2．指針におけるその他の概念	5
3．協働の必要性	5
第3章 協働に関する基本姿勢	7
1．協働の原則	7
2．協働の形態	8
3．情報公開と事業評価	9
第4章 協働推進に向けての環境づくり	10
1．市の支援体制の整備	10
2．交流・活動の拠点づくり	11
3．既存施設の利便性促進・有効活用	12
第5章 指針の実効性を高めるために	13
1．協働推進のしくみづくり	13
2．市職員の意識改革	13
3．市民への啓発活動	14
4．ボランティアセンターとの連携	15
5．企業への啓発活動と連携	15

# 第1章 指針の策定にあたって

## 1. 社会の市民公益活動への期待の高まり

人々は、心の豊かさを求め、人間らしい暮らしや自分らしさの発見という自己実現・生きがいづくりの場として、福祉や環境、まちづくり、教育、国際交流など、様々なテーマにおいて自主的な活動を展開しています。

阪神・淡路大震災のときに、公平・平等を原則とする行政が十分に機能しなかったのに対して、ボランティアによる迅速で多彩な活動が評価されたように、自発性や独創性、柔軟性、先駆性といった特性をもつ市民公益活動が、地域社会での新たな公共サービスの担い手として注目されています。

地方分権時代を迎えた今日、これからの市政運営には、従来のような一方的な行政主導から脱却し、NPOとの「協力と連携」が不可欠です。すなわち、市民が主役のまちづくりを進める原動力として、市民公益活動が期待されています。

市民公益活動への期待

生きがいや自己実現の場の提供

新たな公共サービスの担い手

市民が主役のまちづくりを進める原動力

## 2. NPOと市との協働によるまちづくり

今日の市民社会においては、少子・高齢化や環境問題など、個性化・多様化する市民ニーズに対して、これまでのように公平・均一なサービス提供が基本となる行政だけでは、十分こたえることが難しくなっています。これに対して、市民公益活動は、個々の市民ニーズをより身近にとらえ、これに基づいた活動であるためにより的確で、きめ細かなサービスを独自の判断で提供することができます。

指針では、安心して暮らしやすいまちづくり、市民参加による真に豊かな地域づくりを目指して、NPOと市がそれぞれの特性を生かして「協働によるまちづくり」

を進めていくために、NPOと市がどのように連携していけるのか、また、そのためにどのような環境整備を行っていくのかを示しています。

なぜ協働なのか

多様化する市民ニーズへのきめ細かなサービスの提供  
市民と行政の特性を生かした真に豊かなまちづくりの実現

NPOとは

民間（非政府）の非営利組織のこと。病院や大学、経済団体まで含む大きな概念であるが、日本においては、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人などをまとめて指す言葉として使われている。本来は、法人格を持ち、専従者、事務所を持つ組織と考えられるが、日本では、そのような団体が多いため、かなり小規模のものまで含まれている。

協働とは

コラボレーション（collaboration）。異なる環境にあるものや、異なる考え方を持ったものが共通の目的のために協力し合うこと。

## 第2章 協働のための前提

### 1. NPO (Non-profit Organization) とは

#### (1) 市民公益活動の概念

この指針でいう「市民公益活動」とは、社会的課題の解決のため、自らの自由意思に基づき自発的に取り組む市民で構成された民間の団体による、営利を主たる目的としない活動をいいます。このような活動は、市民活動や社会貢献活動とも呼ばれています。そして、それらは行政が認定したり、選別したりするものではありません。また、必ずしも行政と同じ考え方に立つものに限定しません。

たとえ小さなボランティアグループの活動であっても、公益的な活動に向け実践、あるいは実践しようとしていれば、それは市民公益活動だという考え方をしています。

#### (2) NPOの概念

この指針において育成・支援・協働の対象とする「NPO」とは、法人格の有無や種類を問わず、上記の市民公益活動を継続的に行う民間の非営利団体で、特定非営利活動法人（通称「NPO法人」）であるかどうかは問いません。

また、組織形態だけではなく、活動の内容により柔軟に対象とするNPOをとらえています。

ただし、次に掲げるものを除きます。

宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの等

政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの等

特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの等

暴力団又は暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体（特定非営利活動促進法第12条第3項に定める団体）

### (3) NPOの期待される役割

NPOは、個人と社会をつなぐ重要な中間組織だと考えています。新しい公益の担い手として、次のような社会的役割を担うことが期待されます。

さまざまな社会サービスの新たな担い手として、行政や企業では対応が難しい市民ニーズに対し、多種多様なサービスを創造し、提供することが期待されます。

地方分権が進む中で、個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりに重要な役割を持つとともに、その活動の広がりが市民自治型の地域社会を担う原動力となることが期待されます。

町内会などの団体とも連携し、新しいネットワークを地域で作り出すことにより、コミュニティを再構築していくことが期待されます。

家庭、学校、職場、地域にとどまらない多様な社会参加の場を提供し、市民の自己実現や学習活動の機会を拡大することが期待されます。

#### 営利と非営利の違い

ここでいう営利と非営利の区別は、その団体が事業活動で生み出した剰余利益を分配するかどうかに関わる区別です。関係者で分配することが営利、しないことが非営利です。営利団体では、剰余利益は配当などのかたちで出資者に分配されます。非営利団体では関係者に分配せずに、剰余利益はその団体が目的とする活動に使います。

#### 公益と共益の違い

非営利団体は、「公益」を目的とするものと「共益」を目的とするものに分けられます。公益を目的とするということは、「不特定多数、つまり社会の利益を向上させる」ことです。

これに対して共益を目的とするとは、「団体の構成員の利益を向上させる」ことです。同窓会、同好会、親睦会、あるいは業界団体がこれにあたります。

また、町内会などの地縁団体は、地域内に住む人々の相互扶助組織でもあり、構成員が住民に限られるから共益的ではありますが、やや公益的な活動も見られます。

#### 特定非営利活動促進法とは

平成10年に、議員提出による法案が修正のうえ全会一致で可決。民法上、非営利法人は、特別法によるもののほかは、主務官庁が許可しないと設立できない。多額な基本財産や主務官庁の指導権限などが、非営利法人設立の大きな問題点とされていた。法に列挙された12分野の活動を行う団体について、基本財産でなく、情報公開することを要件に、所轄庁の「認証」により法人格を付与する。

また、同法は平成14年、活動分野の項目が5つ追加されることとなったほか、認証の申請書類が簡素化されるなど、さらに幅広く適切に活用できるように改正された。

## 2．指針におけるその他の概念

### (1) 市民の概念

この指針における「市民」とは、柏崎市に関わりを持つ市内外の個人・団体・法人（企業）などを指し、国籍や成人のいかんを問いません。

### (2) 協働の概念

この指針における「協働」とは、NPOと市が対等かつ自由な立場で、それぞれの特性、社会的役割を踏まえて、共通の目標達成のために相互に補完・協力しながら、ともに取り組む関係です。

市内には、さまざまな形態のNPOが存在します。NPOの活動は、自らの目的に沿って主体的に行われるものですが、NPO自身の自立のために何らかの支援を必要とする場合があります。NPO側も自立に向けた意識を持ち、努力することが求められますが、市は育成や支援も協働の第一歩ととらえています。

## 3．協働の必要性

市民のライフスタイルや価値観の多様化に伴い、市が実施する公共サービスだけでは、市民ニーズに対応できない領域が拡大してきています。市のサービスは公平・公正を基本とするために、ややもすると画一的なものとなりがちであり、即時性・機動性に欠けることがあります。また、企業は社会のニーズにはすばやく対応しようとはしますが、採算の見込みのないものには対応しにくい面があります。

これに対しNPOは、市民の創意工夫や自発的意思に基づき、地域社会の抱える課題について、より個別的に細かく対応することが可能になってくると考えられます。

市民が心豊かに、いきいきと暮らすことができる地域社会を形成していくには、市民参加や市民自治型の手法を取り入れていくことの重要性が増してきています。市民公益活動を活性化することは、市民が明確に自立と責任を自覚して、市政へ参加・参画することにより、「自治・分権型社会」を創造していくことにつながります。NPOとの協働は、そのための重要な手段のひとつです。



### 協働をしない関係

NPOと行政の協働は、それぞれの立場や違いを理解し、尊重することから始まります。協働は本来、それぞれが単独で行うよりも、協力して取り組んだほうがうまくいくと考えたときに行うべきです。

気をつけなければならないのは、NPOは行政の補完的な役割ではなく、対等な立場で協働するということです。もちろん、すべてのNPOが行政と協働する必要はなく、むしろNPOが独自に活動するのが望ましいことのほうが多いでしょう。

NPOの活動は、基本的には自主的に行うものですので、行政と協働しない部分が当然存在するはずで、協働したくないこと、協働できないことは協働しないといったような、互いに距離感を持つことが望ましいし、そのほうが健全であると考えます。

NPOには、行政と協働するものもあれば、対立するものもあっていいはずで、また、無関係のNPOもそれぞれ存在します。

## 第3章 協働に関する基本姿勢

### 1. 協働の原則

NPOとの協働を推進するうえでの基本原則は、以下のとおりとします。

NPOと市は地域社会の発展のため、互いに対等である存在として認め合い、尊重し、協力し合いながら広く市民から支持、共感の得られる公益性のある事業に取り組むことを基本理念とします。

- (1) 目的・課題共有の原則 = 共通の目的・課題があること。

何のために協働するかという目的意識を共有することが必要です。公益活動の共通の担い手であるという認識を持ち、協働して社会サービスの提供に取り組むことが大切です。

- (2) 公益性の原則 = 広く社会全般の利益になる活動であること。

その活動が直接的、間接的に社会的公益性のある活動であることが求められます。社会状況や地域課題を踏まえて、ともに公益性を確認し協働していきます。

- (3) 対等の原則 = 両者が対等の立場であること。

協働して課題を解決する際に、両者が対等な関係にあることが重要であり、NPOがその特性を発揮できるような関係を構築します。

- (4) 自主性・自立性尊重の原則 = NPOの自主性を確保し、自立を進めること。

NPOの自主性・自立性を最大限確保するとともに、依存関係に陥らないようにしていきます。

- (5) 相互理解の原則 = 互いの長所・短所や立場などを理解し合うこと。

互いの特性を十分認識・尊重して、共通の理解に立ったうえで、両者が単独・独立して事業を進める以上の効果を出すよう努めます。

- (6) 公開性・透明性の原則 = 両者の関係が公開されていること。

協働関係を結ぶ際には、両者の関係が市民からよく見える、開かれた状態であることが必要です。そのため、両者の基本的事項の情報公開に努めます。

- (7) 関係時限性の原則 = 目的の達成(未達成)により、関係の終了を明確にすること。  
相互の惰性的な関係継続を廃し、特定のNPOにとっての既得権にならないように配慮していきます。

## 2. 協働の形態

NPOと市が協働の原則のもとに事業を行ううえで、以下のような協働形態が考えられます。

(1) 共催

NPOが市とともに主催者となって、共同でひとつの事業を行う形態です。

(2) 実行委員会・協議会

NPOと市で構成された「実行委員会」「協議会」が主催者となって、事業を行う形態です。

(3) 事業協力

NPOと市との間で、それぞれの特性を生かす役割分担を決めた協定書などを締結し、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う形態です。

(4) 事業委託

市がNPOに対し、市が行う以上のサービスを期待して業務を委託する形態です。NPOの持つ、市にはない専門性・先駆性やネットワークが求められるような事業に有効です。

(5) 情報提供・情報交換

NPOや市がそれぞれに協働事業の提案を行ったり、協働事業に対する市民のニーズや意見を交換したりするなど、双方の持つ情報を提供・公開し合うことで情報の共有化が図られ、効率的に活動が行われます。

(6) 政策提言

より質の高い公共サービスを実現するため、NPOが市へ政策提言を積極的に行う形態です。

### (7) 事業助成

NPOの活動を促進又は育成していくため、市が助成金や補助金の交付などを行う形態です。

「支援する側」「支援される側」の意識が両者にあると、協働の原則である対等な関係づくりを妨げることになってしまいます。こうした意識を取り除き、NPOと市が双方の共通した目的を達成するための手法として選択するものです。

## 3 . 情報公開と事業評価

協働事業に対する評価は、NPOと市にとって重要なことです。協働に至る経過の公開性・透明性も重要ですが、その結果を検証し評価することもまた重要であり、NPO自体の育成にもつながります。

市では、いろいろなかたちで協働事業が行われる中で、その事業が市民ニーズに合致し、サービスが適切に行われているか否か、第三者による検証や評価をするしくみを検討していきます。そして、その評価を市民に公開することが、NPO全体が協働事業を今後進めるうえで参考となるばかりでなく、NPO自身の資質向上にも役立つと考えています。

## 第4章 協働推進に向けての環境づくり

### 1. 市の支援体制の整備

NPOの支援にあたっては、市が一方的に決めて実施するのではなく、NPOの意見を十分聞いていくことが大切であると考えます。NPOと市が知恵を出し合いながら一緒に取り組み、効果的な支援策をつくっていきます。

#### (1) ネットワークの構築

NPOが発展していく過程では、異なった活動との出会いや幅広い情報交流を図ることが重要です。例えば町内会などの地域共益団体、NPOと市、企業などが横断的な連携・交流を図るように人的ネットワークの構築を進めていきます。また、NPOが問題に直面したり、活動を広げたりする際には、有効な情報提供に努めていきます。

#### (2) 人材育成

NPOの活動が盛んになり、その力を地域社会に発揮するためには、そこに参加しその活動を担っていく人材が不可欠です。人材発掘の啓発、リーダーとしての資質の養成、組織運営の手法、経営能力の向上など、活動の発展段階に応じて、必要な力をつけることができる機会の提供など、人材育成のための支援体制づくりを進めます。

また、各団体の個々の問題に対応できるアドバイザー、コーディネーターの養成や派遣ができる体制を検討していきます。

#### (3) 市民参加の促進

市民が積極的にまちづくりに参加できる場を拡充しながら、多様な社会ニーズに対応するNPOと市民との橋渡しの役目を担っていきます。そのために、市民に対しても十分な情報提供を行うシステムをつくっていきます。

#### (4) 相談体制の充実

支援体制を推進するため、庁内の合意形成及び連絡調整や情報の集積、NPOと庁内の相談・調整窓口を行う仕組みをつくります。

## (5) 活動助成のあり方

市が行う活動助成には、助成金や補助金の交付、基金の設置などのような直接資金を助成するものと、活動拠点などの場の整備や提供、必要な機器の提供、市民の活動に対する保険制度などのように、間接的に経費の負担を行うものが考えられます。

助成を行うにあたっては、その特性である自立性や自主性を損なうようなあり方は避けなければなりません。また、短期的な効果だけを求めず、長期的な視野でさまざまな活動を支援することが大切だと考えます。

## (6) 優遇税制の検討

NPOの支援税制は、NPO法人が活動しやすい環境を税制面からもバックアップすることになります。市民ニーズに合ったサービスを提供するNPO法人の育成はもとより、最終的にはサービスを受ける社会全体が受益者であるという考え方から、全国的な流れを踏まえながら、NPO法人の市税減免制度を検討していきます。

## 2 . 交流・活動の拠点づくり

NPOが効果的な市民公益活動を進めていくためには、それぞれの団体と市民及び市、企業などが有機的に連携できる体制をつくっていく必要があります。情報交換・発信、相談、提案・提言、事業実施などを行う場として、NPOの交流や活動の拠点がいま求められています。

### (1) 交流・活動の場の整備

市民とNPO、市、企業などの協働の「場」づくりは、今後の重要な課題のひとつです。交流や活動、事業推進の拠点機能の整備として、市民活動センターの設置が必要であると考えます。そして、市民が自由で自発性に富んだ市民公益活動をはじめきっかけとしても、市民活動センターは大きな意味を持ちます。

整備は、NPOのニーズを的確に把握しながら、市民が市民公益活動に参加しようとする意欲や、またNPOの自主性・主体性を尊重しながら検討していきます。はじめは、NPO同士の交流の場あるいはNPOの活動の場、そして市民や

NPOの研修の場としての提供が想定されます。一方、設置の経過の中で、その拠点となる場の運営を自ら行おうとするNPO支援組織が市民の中から立ち上がり、公設民営として総合的な市民公益活動支援を行うことに期待します。

## (2) 交流・活動拠点の役割

NPOの交流・活動拠点では、その機能として市民ニーズの把握、NPO及び市・企業との情報収集と提供、団体運営の相談、財源確保の相談、あるいは法人認証申請の相談、人材育成や講師派遣、サービスやプログラムの提案などといった役割まで担うことが期待できます。

市民が自発的・自主的・主体的に市民公益活動を行おうとする機会に対し、市民自らの力によるNPO支援組織が生まれ、そして、現在市内の福祉領域の拠点であるボランティアセンターと、互いの持ちうる機能をネットワーク化して、相互補完を図っていくことが必要であると考えます。

## 3 . 既存施設の利便性促進・有効活用

市民とNPOにとって、既存の公共施設が本当に使い勝手がいいのか、まだまだ課題はあります。市民やNPOが活用しやすい場として、各施設の工夫が必要であり、より一層の利便性を高めることが市民社会の形成のうえで有益となります。また、市内の大学などの教育研究機関や企業、コミュニティ組織などとの連携を強めるとともに、それぞれの施設や空き店舗、小・中学校の空き教室などの有効活用を図る方法を検討していきます。

## 第5章 指針の実効性を高めるために

### 1．協働推進のしくみづくり

指針の実効性を高めるためには、育成と協働推進の環境整備に向けた実施計画が必要です。そのためには、市民による推進協議会などを設置し、より具体的な制度や機能について継続した議論を行うことが大切であると考えます。協働事業の実施方法、一連の情報公開や評価の制度も検討する場とします。

また、時代の動向や市民ニーズの変化などを踏まえ、新たな行政課題にも対応できるように見直しを適切に行いながら推進していくしくみをつくっていきます。

### 2．市職員の意識改革

#### (1) 活動体験の促進

市とNPOは、より豊かな住み良いまちづくりを目指すという同じ目的を持ち、それぞれ独自の役割を担い、ときには互いに補い合う「対等」なパートナーであるという相互理解を深めることが大切であると考えます。協働に対する職員の意識改革を促進するために、実際の活動を体験する研修の機会をつくることに努め、また職員の市民公益活動への参加を促していきます。

#### (2) 協働のマニュアルづくり

職員は、NPOの多様性をまず理解し、それぞれの業務の中で常にNPOを意識する必要があります。そのために、協働事業を円滑に実施できるように「NPO協働マニュアル」を策定し、NPOと市民の意見が十分に反映されるような体制づくりに努めていきます。

#### (3) 研修の実施

職員研修として、定期的にNPOと市の協働に向けた研修を実施し、全庁的に意識向上を図っていきます。また、NPO対象の研修への参加を促し、NPOが抱える問題や円滑な協働の方法をともに考える機会をつくります。



### 3 . 市民への啓発活動

市民からNPOを理解していただき、NPOへの支援とNPOが市及び企業、各種団体と協働していくうえでの環境整備、また、市民が自発的に市民公益活動に参加しやすい条件を整えるために、市民への啓発を積極的に進めていきます。

#### (1) 広報活動の充実

市は、市や関係機関の広報紙、インターネット、マスメディアなど情報発信媒体を通じて、積極的にNPOの活動を紹介し、市民の理解の促進を図っていきます。また、市及びその他の公共・民間団体や企業などが行う支援内容をあらゆる媒体を通じて市民に周知することで、市民公益活動への理解を図っていきます。

#### (2) 講演会等の実施

市民が市民公益活動に参加するきっかけづくりのひとつの方法として、NPOに関する講演会やシンポジウム、ワークショップなどを市民とともに市との協働事業として進めていきます。

#### (3) その他の啓発事業の実施

NPOと市は、市民公益活動を身近な課題に結びつけ、その活動への理解と参加のきっかけづくりを進める必要があります。例えば、ボランティアセンターや各種団体、企業などと協力し、それぞれの特性を生かした具体的な体験プランなどを市民に提供することが挙げられます。

#### シンポジウムとは

討論のひとつの形式。あるひとつの主題について、数人の講師がそれぞれ意見を述べてから、司会者や聴衆の質問についてこたえる討論会をいう。

#### ワークショップとは

もともとは演劇、音楽などの芸術分野で、参加しながら創造活動を行う行為のことを指していた。現在では、建築・構造物のデザイン、計画づくりなどで、住民参加による創造的な話し合いが必要なとき用いられることが多い。ゲームや、模造紙などを効果的に使い、参加者の発言が対等になるよう工夫された手法。また、形式的でない分科会や、国際理解のため料理などを一緒につくるときにも使われる。

## 4 . ボランティアセンターとの連携

市内には現在、市民公益活動を支援している最も近い組織として、社会福祉協議会が設置した「柏崎市ボランティアセンター」があります。ボランティア活動を希望する個人と活動先となるグループ・団体や施設とを結びつけるコーディネートを行っています。また、各種講座の開催や情報紙の発行ほかボランティア情報を発信し、ボランティアの育成やすそ野拡大の役割を担っています。

一方で、NPOと市や企業、その他の社会資源を結ぶ支援組織の誕生も期待されています。新たなNPO支援組織が誕生した場合には、ボランティアセンターとNPO支援組織との橋渡しを行い、役割分担など市民が利用しやすい関係を構築していく必要があります。

## 5 . 企業への啓発活動と連携

企業においても、地域社会の一員として何らかの形で社会貢献をするという意識が広がりつつあります。NPOと市が情報交換を行い、企業の社会貢献活動が促進できるように情報提供を行う必要があります。併せて、企業とNPOとの交流の機会をつくり、企業が蓄積してきた豊富な経験を市民公益活動に生かせるようなしくみづくりを検討していきます。

今後、企業が資金や物資の援助、人的協力などのNPO支援を積極的に行うことになれば、NPOの活動分野も多様なかたちでますます大きく広がっていく可能性があります。また、従業員が公私ともに社会貢献活動やNPOに対する関心を深め、参加しやすい環境を企業の社会貢献システムとして整備できるように、NPOとともに市からも情報提供を行っていきます。

## NPO協働指針案策定までの経過

時 期	主 な 経 過
14年 6月	NPOの育成と協働の推進市民会議を設置（委員10人）
7月	第1回市民会議を開催（14年度は1～9回）
12月	市民公益活動団体実態調査まとめ
12月	市民公益活動に関する市職員意識調査まとめ
15年 3月	市民会議が「NPOの育成と協働の推進に関する中間報告書」を提出
6月	第10回市民会議を開催（15年度は10～16回）
10月	市民会議が「NPOの育成と協働の推進に関する報告書」を提出
11月	市民会議による報告書のパブリック・コメント実施
16年 1月	NPOとの協働推進指針案の作成
2月	NPOとの協働推進指針案のパブリック・コメント実施
3月	NPOとの協働推進指針の最終案作成、指針策定